

地方独立行政法人に基づく不要財産の納付に係るに係る知事の承認に関する 評価委員会意見について（案）

札医大への出資財産である、「旧・臨海医学研究所」の土地・建物について、札医大における業務の見直し等により、法人の保有する財産として不要となったため、地方独立行政法人法42条の2により、設置団体である北海道へ納付することとしたいことから、議会の議決に先立ち、あらかじめ評価委員の意見を聞くものである。

1 不要財産の概要

不要財産の内容	1 名称 旧・臨海医学研究所 2 所在地 利尻郡利尻富士町鷺泊字港町86番地3 《土地》 1,619.67㎡ 《建物》 182.27㎡
経過	<ul style="list-style-type: none"> 昭和43年9月 利尻富士町より土地・建物の寄付を受け「臨海医学研究所」として開設 海産動物を用いた海洋医学の研究及び学生実習等に使用 平成19年4月 法人設立にあたり北海道から札医大へ出資 平成24年3月 臨海医学研究所 廃止 平成24年7月 道道工事の施工業者へ現場事務所として賃貸借（平成27年7月まで） 平成27年8月 法人から不要財産処分に係る認可申請

2 地独法の概要（法人不要財産の納付関係）《平成26年4月改正》

改正趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 法人が業務の見直し等により、将来にわたり業務を確実に実施する上で不要となった法人保有財産は、道に納付して有効活用を図る また、納付する財産が道出資財産の場合、納付財産分に係る法人資本金は減少する
納付対象	・道からの出資又は支出により取得した法人財産のうち、条例で定める「重要な財産」
納付方法	・現物納付又は譲渡収入による納付

3 納付手続の流れ



4 評価委員会の意見

法人が不要財産として決定した、旧・臨海医学研究所（所在：利尻富士町）に係る土地・建物の不要財産処分の認可申請について、地方独立行政法人法の規程に基づき審議を行った結果、公立大学部会として、道の認可に当たっては、「特に意見なし」との結論に至った。

◇地方独立行政法人法第42条の2

地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（以下この条において「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2～4（省略）

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6～7（省略）